

建設環境委員会

令和5年9月21日（木）

午前9時56分～午前11時05分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・上下水道局 姉川上下水道局長
 - ・都市戦略部 稲又都市戦略部長
 - ・建設部 堤建設部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。

また、付託議案の審査のために視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、上下水道局に関する議案の審査に入ります。

まず、第78号から第80号議案までを審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第78号議案 令和4年度佐賀市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 説明

◎第79号議案 令和4年度佐賀市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 説明

◎第80号議案 令和4年度佐賀市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

全てのことにすることなんです、この減債積立金に積み立てる、もしくは資本金に組み入れるというのは何かルールがあるんですか。第78号議案の場合は建設積立金に回す

金額が多くて——資本金に組み入れるのとあんまり変わらないぐらいか。例えば、未処分利益剰余金の金額を100とすれば、これは何対何ぐらいに回さなければいけないとかという、もしルールがあれば教えてください。

○水循環部財務課職員

減債積立金の制度というものはありませんけれども、局の方針として、水道事業に関しては方針を決定しております。減債積立金の積立ての額については、翌々年度の企業償還金について、今が令和5年度ですので、翌々年度というのと令和6年度の償還に対しての積立てとなりますが、その償還額相当分を積み立てて、返済するための積立金になります。

工業用水道については、その年の純利益分を翌年度の償還に充てるために純利益分全額を減債積立金に積み立てます。

下水道については、純利益分が1億円程度、毎年そのぐらい出ておりますけれども、その後については下水道事業会計の中で資本費平準化債という収支調整分の企業債を借りておりますが、その返済に充てるために現在積み立てております。

○永渕委員長

はい、どうぞ。

○山口委員

一般的に言うと、減債積立金に多く回して、早くその分は減らしたほうがいいんじゃないかというような考えもあるんじゃないかなと思うんですが、そこは佐賀市の上下水道局として、ほかの企業体、ほかの市町の企業体とは違って、佐賀市として独自にこういうふうなルールといたしましょうか、つくっていらっしゃるのか、その辺いかがですか。

○重永財務課長

毎年決算を打ちながら会計ごとに経営状況を見ながら、毎年、局長決裁を取って柔軟にやっているところです。

一般的に、水道事業は経営的には安定しており、下水道事業は厳しいということをお踏まえてこういうことをやっています。以上です。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

続きましては、第70号議案について執行部に説明を求めます。

◎第70号議案 令和5年度佐賀市水道事業会計補正予算（第1号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、第71号議案について執行部に説明を求めます。

◎第71号議案 令和5年度佐賀市工業用水道事業会計補正予算（第1号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、第72号議案について執行部に説明を求めます。

◎第72号議案 令和5年度佐賀市下水道事業会計補正予算（第1号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないということでございます。御質疑がないようですので、次に移ります。

続きまして、第14号報告について執行部に説明を求めます。

◎第14号報告 令和4年度佐賀市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑もないようですので、上下水道局の職員は退室されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、都市戦略部に関する議案の審査に入ります。

第66号議案を審査しますので、執行部に議案の説明を求めます。

◎第66号議案 令和5年度佐賀市一般会計補正予算（第6号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○山田委員

先ほどの説明の資料の分で最後の表なんですけど、キャッシュレス対応比率、配車アプリ導入比率とありますけれども、佐賀市はアプリの導入率が31.9%、キャッシュレス対応比率が68%ということなんですけれども、佐賀市内にもタクシー会社は何社かあるんですけれども、導入しているところは全車が導入しているのか、例えば、1社で導入している車両と

導入していない車両があるとか、そういうところをちょっと説明していただけますか。

○溝口交通政策課長

まず、配車アプリの導入につきましては、佐賀市内に法人事業者が15社ありまして、そのうち2社が配車アプリを導入しております。2社のうち1社は全台に導入してしまして、あと1社につきましては約半数の導入というふうになっております。

キャッシュレスのほうですが、これも法人事業者15社中7社がキャッシュレスの対応をしております。表の下のほうに記載してありますとおり、キャッシュレスといっても、クレジットカードと交通系のICカード、それとあとQRコードですね。ここに書いているのは、そのいずれか一つでも対応している事業者の数を記載しております、15社中7社がそれに対応しているというところですよ。

○山田委員

そしたら、再度になりますけれども、キャッシュレス対応比率ですけれども、7社のうち全社がその対応車両なのかということをお教えください。

○溝口交通政策課長

7社のうち配車アプリを導入されている事業者、配車アプリというのはキャッシュレス対応の機械がついていますので、そこは当然、全台キャッシュ対応という形になります。

ただ、ほとんどが、全台というよりは、例えば1台であるとかということもカウントしてしまして、それぞれ内訳というのはあれなんですけれども、実際、佐賀市に法人事業者のタクシーが令和5年3月31日時点で376台ありますけれども、そのうち256台に導入されております。全ての事業者が全台導入されているというわけではございません。

○永渕委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございますか。

○山口委員

デジタル化の部分なんですけれども、これは対象経費が配車アプリシステム導入に係ると書いてあるんですが、これはキャッシュレス対応には使えないということによろしいんですかね。

○溝口交通政策課長

この配車アプリシステム自体が、例えば、私が持っているスマートフォンで配車の依頼をして、そうすると、その配車の依頼が直接、車両に掲載されているタブレットに届きます。運転士から見ると、配車依頼が今あったというのが分かって、どこに行くというのが分かります。そういった配車を受注するシステム、それとあと、キャッシュレス対応の機器というのがセットでついています。

○山口委員

これは導入に関しては、タクシー会社からすればイニシャルコストの分の補助が出るということなんです、これを導入することによって、タクシー会社がその後のランニング

コストというものがどの程度かかってくるのかというのはお分かりですか。

○溝口交通政策課長

配信アプリシステムのメーカーといろいろ話をする中で——メーカーというか、そこは導入に対してのいろんなメニューを持っています。例えば、イニシャルコストがかからない、ランニングコストだけでいくというふうな料金プランであるとか、あるいは、その後のランニングがなかなかきつというふうな場合、イニシャルを、その機器の一括購入みたいな、そういった料金プランもあります。

なので、今回20万円というふうな高い設定にしている理由が、できれば事業者のほうに、イニシャルコストが高い、ランニングが抑えられるような形での料金プランを選択していただいて、そこに対して我々が支援すると、そういうことで全体的に事業者の負担にならないように、そういったことで今話をしているところです。

（「よく分かりました」と呼ぶ者あり）

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようでございますので、都市戦略部の職員は退室されて結構でございます。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

第81号及び第82号議案を審査しますので、執行部に一括して議案の説明を求めます。

◎第81号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第82号議案 市道路線の認定について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御質疑ないようでございますので、次に移ります。

続きまして、第84号議案について執行部の説明を求めます。

◎第84号議案 光法団地建替（建築）工事請負契約の締結について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○西岡義広委員

光法団地は、戸数とかなんとかは前聞いたったですかね。よかったら戸数、それから面

積というか、いろんな種類のあると思うんですが、戸数と面積と、その辺まで含めて。

○川浪建築住宅課長

新しい光法団地につきましては、全部で39戸を予定しています。内訳としましては、3LDKが61.98平米で7戸。車椅子専用住戸としまして、2LDKになりますけれども、同じく61.98平米で1戸。2DKが51.36平米で27戸。あと、1Kということで、40.98平米で4戸、合計の39戸でございます。以上です。

○西岡義広委員

1Kという形が非常に珍しいかなと思うんですが、今までに造った経緯というのはあるんですか。

○永渕委員長

はい、どうぞ。

○川浪建築住宅課長

1Kというタイプの住戸に関しては、今回、光法団地が初めて採用しているものでございます。これは今まで、過去にいろんな入居されている方がいらっしゃいますけれども、用途として、途中で同居されている方が亡くなったりした形で、最終的には1Kで使われているという方が非常に多かったということ。あと、先進地等の調査を行いまして、その結果として、実は1Kも採用されているということ。あと、今、建設費が非常に高騰しまして、建設費が高騰するということは家賃がそのまま上がる形になりますので、家賃もできるだけ安く提供したいということで、初めて1Kを採用したところでございます。以上です。

○西岡義広委員

すみません、今まで入っておられた方が大体優先的に入られるのかなと思うんですが、それと、千々石団地の一番南のRC4階、この部分も対応するということが言われたかなと思うんですが、その分が、戻ってこられる方が何戸ぐらいで、一般公募が何戸ぐらいになりそうかということまで教えてください。

○永渕委員長

はい、どうぞ。

○川浪建築住宅課長

古い光法団地というのは、解体前の光法団地は、15世帯の方が入居されておりました。そのうち新しい光法団地に戻ってこられる予定の方は10世帯。次に、千々石のRC4棟でございますけれども、24世帯中22世帯が入居されておまして、このうちから新しい光法団地に来られる方は8世帯、合計の18世帯でございます。光法団地としては39世帯を用意しておりますので、21世帯が新規の募集ということになります。以上です。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質疑ございますか。

○山口委員

契約の締結の議案なので、本来はあんまりふさわしくない質問かもしれませんが、ちょっとお許してください。それは、今、課長の御答弁の中で、建築費が高くなった分、家賃、それは当然のことだとは思いますが、あくまでこれは公共の施設ということで、民間のように、言ってみれば、それに反映された、言葉悪く言えば便乗値上げみたいな形にはならないかなと思うんですが、例えば、この建築費が上がる前、コロナ前、ウクライナ情勢だとか円安の問題とかあろうかと思いますが、その前に建てた、例えば兵庫団地なんかと比べた場合に、同じぐらいの間取りで提供するということになれば、家賃に反映される金額というのは何%ぐらい高くなるんでしょうか。それはもう感覚でよかです、感覚で。

○永渕委員長

はい、どうぞ。

○川浪建築住宅課長

市営住宅の家賃につきましては、建設費や固定資産の評価額、それから延べ床面積、これを基に国から示されました計算方法で算出しております。

お尋ねの新しい光法団地につきましては、今回、契約議案でお願いしている建築工事のほかに、電気設備と機械設備の工事もございます。この2本の工事につきましては、現在公告中ございまして、すみません、金額のほうが確定してないものですから、新しい光法団地の金額については算出ができかねております。

直近の団地でいいますと、北原団地のほうなんですけれども、北原団地が一番収入が低い、一部の方に提供しています2DKと3LDKとございますけれども、令和3年当初、家賃として提供したときの価格は、2DKが2万1,200円、3LDKが2万6,700円、これからそれ相当、建築価格だけで見ますと1.27倍ほどになっておりますので、それがそのまま1.27倍、反映される形になるかは分かりませんが、一応1.27倍程度になっているということでございます。以上です。

○永渕委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようございますので、次に移ります。

続きまして、第88号議案について執行部に説明を求めます。

◎第88号議案 専決処分について(令和5年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)) 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようございますので、次に移ります。

続きまして、第66号議案について執行部から説明を求めます。

◎第66号議案 令和5年度佐賀市一般会計補正予算（第6号） 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○山口委員

今、御説明いただいた資料の30、31ページの橋梁新設改良費なんですけど、国の予算が確定してということだったんですけど、そもそもこっちから要求してた金額からかなり減額されているのかなど。もともとの当初予算が約3億円に対して9,000万円ぐらい足らんということは、約3割ぐらいがカットしなければいけないということで、今後いろいろ工夫しながらやっていくということだったんですけど、特に橋梁工事に関しましては、やはりある程度の緊急性というものがあるからこそ、こういった工事を行う必要があるんであって、3割削減されたことによって、工夫してやっていく程度でどうにかなるものなのか、どういう工夫されているのか、もう少し教えてください。

○澤野道路整備課長

約9,000万円の減額でございますが、委託料については、まず、5年に1度の定期点検、これは必ず行わなければいけませんので、これは行います。その内容につきましても、軽微なもの、これについては自前点検、会計年度任用職員がおりますので、これを活用して行っていきたいと考えております。それと、補修と修繕設計委託についても、発注をまとめて行うことによって諸経費を抑えて対応していきたいと考えております。

工事請負費については、これは戸別補償でございますので、今回22か所の工事を予定しております。この22か所の工事は何らか必ず行うことになっておりますので、例えば、上部工と下部工があったとしたら、今年度については上部工のみとか下部工のみとか、そういったやつで発注を行って、また、補正予算があれば補正で対応いたしますし、できなかった分についてまた来年度になるかと思っております。

今のところ、橋梁点検におきましては4段階の判定区分がありまして、緊急に措置する段階というものが今のところありませんので、議員おっしゃるとおり、なるべく前倒し前倒しで行っていききたいとは考えておりますが、今のところ、区分3、早期措置段階、これについてを今やっておりますので、特段今回、3割減になっておりますけれども、今後、補正予算等も活用しながらやっていきたいと考えております。以上です。

○山口委員

はい、分かりました。

もう一点なんですけど、36、37ページの災害復旧の分なんですけど、今回これだけの金額になるのもやむを得ないのかなと思っております。問題は今後のことであって、これは議会からもいつも指摘があっているように、とにかく早めにきちっとした復旧をしてもらいた

い。しかし、これから秋以降になると業者の手がないというのが一番の問題だと思うんですよ。そこで、これまでの発注方法とはちょっと違った意味で考えて、とにかく受注してもらえそうな方法といいでしょうか、努力といいでしょうか、その辺り何か考えていらっしゃいますか。

○中村建設部副理事兼北部建設事務所長

査定方法がですね、今年まだ試行段階なんですけれども、前査定と後査定というふうな形の早期型査定という方法があるので、それに今度応募して採用してもらっています。

といたしますのは、前査定と後査定で、前査定はなるべく早く査定をしてもらって、内容的には平面図に写真を貼って、細かな金額は要らないので、総額を入れて、その書類を基に査定官から現場を査定してもらおうと。その査定官は、この査定の延長とかをそのときに決めてもらって、終点・起点を決めてもらって、工法まできちんと決めて災害の前査定が終わります。それに基づいて、今度実施設計を組んでもらっていいと。実施設計を組んで、後査定をそれで受けてもらうということで、後査定が終わったらすぐに実施、それを発注できるような格好でできるということで、今までより発注が早くなるような制度がありましたので、それを採用するようにしております。それで少しでも発注が早くなって、工事の復旧ができればなというふうに思っております。以上です。

○山口委員

発注を早めにしてもらうということも確かに必要だと思いますが、やはり問題は中身だと思うんですよね。私が言う発注の仕方というのは、タイミングを早くというのはもちろんなんですけれども、例えば、金額がある程度、2,000万円、2,500万円になっても、いろんなところに飛び火しているような現場を一括で集めて金額だけ多く出すということになれば、要は、施工業者の立場で言えば非常に効率が悪いわけですね。にもかかわらず、発注金額、予定価格としては、これじゃ、とてもじゃないけれども、なかなか受けることができないというパターンが今までずっと続いているような気がするんです。ですから、その辺りをもう少し考えて今回は発注に臨んでいただけますかねということをお聞きしている。

○永渕委員長

この件に関して、手挙げて。はい、どうぞ。

○中村建設部副理事兼北部建設事務所長

今度、災害の場所が富士の北部、西部のほうに大体固まっています。だから、現場としてもある程度、現場が近いところがあるかなと思いますので、そこら辺を十分考慮しながら、作業効率がいいように取り組んで、業者もなるべくロスがないような発注の仕方をしたいというふうに考えております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に移ります。

続きまして、第15号報告について執行部に説明を求めます。

◎第15号報告 専決処分の報告について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑ないようでございますので、建設部の職員は退室されて結構です。委員の皆様はこのままお待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで本日の建設環境委員会は終了いたします。

次の委員会は明日9月22日金曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしくをお願いします。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。

令和 年 月 日

建設環境委員長 永 渕 史 孝